

第6期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年5月26日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクOSAKA
5階「カナーレ」

議決権行使期限

2020年5月25日（月曜日）
午後6時まで

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめ
させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 **キリン堂ホールディングス**

証券コード：3194

目次

第6期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案 取締役7名選任の件	5
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	26
計算書類	29
監査報告書	32

新型コロナウイルス感染防止への 対応について

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませんようお願い申し上げます。ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用もご検討ください。

ご来場の際には、アルコール消毒液のご使用とマスク着用について、ご協力をお願いいたします。ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

株主総会の運営スタッフは、マスク着用（一部については手袋着用）で対応させていただきます。

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
株式会社キリン堂ホールディングス
代表取締役社長執行役員 寺 西 豊 彦

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「議決権行使のご案内」に従って、2020年5月25日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクOSAKA 5階「カナール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第6期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ir.kirindo-hd.co.jp>）に掲載させていただきます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ir.kirindo-hd.co.jp>）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 4. 例年、株主総会終了後に会社説明会を開催しておりましたが、本年は新型コロナウイルスの感染予防のため開催を中止させていただきます。ご了承いただきますようお願い申し上げます。
 5. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

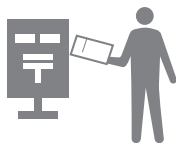
当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
2020年5月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、
2020年5月25日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は3頁から4頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照
ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年5月25日（月曜日）午後6時まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。



同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

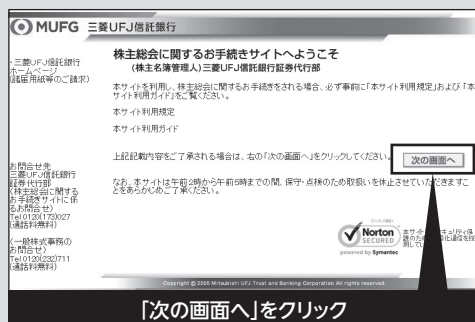
次頁へ

ログインID・仮パスワードを入力する方法



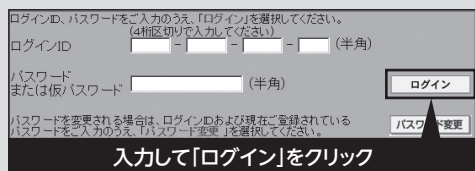
パソコン、2回目以降の スマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス



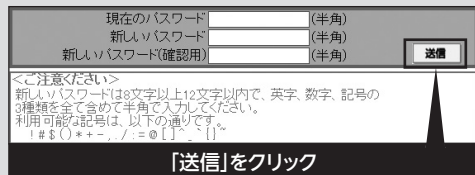
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

3 現在のパスワードを入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます(パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます)。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名	地位	取締役在任年数	取締役会の出席状況
1	再任 テラニシ タダユキ 寺西 忠幸 男性	代表取締役会長	5年9ヶ月	17回/17回 (100%)
2	再任 テラニシ トヨヒコ 寺西 豊彦 男性	代表取締役 社長執行役員	5年9ヶ月	17回/17回 (100%)
3	再任 クマモト ノブヒサ 熊本 信寿 男性	取締役 常務執行役員	5年9ヶ月	17回/17回 (100%)
4	再任 ニシムラ コミオ 西村 弘美男 男性	取締役 常務執行役員	4年	17回/17回 (100%)
5	再任 社外 独立 オオタケ ケンイチロウ 大武 健一郎 男性	取締役	5年	17回/17回 (100%)
6	再任 社外 独立 イノウエ マサヤス 井上 正康 男性	取締役	5年	17回/17回 (100%)
7	再任 社外 独立 オカモト ユキコ 岡本 由起子 女性	取締役	1年	13回/13回 (100%)

候補者番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>テラニシ タダユキ 寺西 忠幸 (1929年3月1日生) 取締役会への出席状況 17回/17回</p>	<p>1955年5月 キリン堂薬局を開業 1958年3月 (株)キリン堂設立 代表取締役社長 2003年9月 同社代表取締役会長 2009年5月 同社代表取締役会長兼社長 2010年5月 (株)ニッショードラッグ 代表取締役 2012年5月 (株)キリン堂 代表取締役会長 2012年9月 忠幸麒麟堂(常州)商貿有限公司董事長 2013年3月 麒麟堂美健国際貿易(上海)有限公司董事長 2014年8月 (株)キリン堂ホールディングス 代表取締役会長(現任)</p>	555,770株
	<p>【取締役候補者とする理由】 寺西忠幸氏は、創業経営者として経営理念を具現化し、豊富な経験と幅広い見識、深い洞察力を持ち、一層の競争力の確保と業務執行の監督を行うに適任であると判断したため、引き続き当社グループのさらなる企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		
2	<p>再任</p> <p>テラニシ トヨヒコ 寺西 豊彦 (1957年11月5日生) 取締役会への出席状況 17回/17回</p>	<p>1982年3月 (株)キリン堂入社 1985年5月 同社取締役 1990年9月 同社常務取締役 営業システム部長 1992年9月 同社常務取締役 ドラッグストア事業部長 1994年2月 同社常務取締役 商品部長 1996年11月 同社常務取締役 人事総務部長 1998年7月 同社常務取締役 ドラッグ運営部担当兼商品部担当 1999年7月 同社代表取締役副社長 ドラッグ運営部担当 兼商品部担当 2001年3月 同社代表取締役副社長 運営部統括兼商品部担当 2003年9月 同社代表取締役社長 2006年10月 (株)ジェイドラッグ 代表取締役社長 2006年12月 (株)ニッショードラッグ 代表取締役 2009年5月 (株)キリン堂 取締役副社長 2009年10月 同社取締役 2011年5月 同社取締役 新規事業担当 2011年6月 同社常務取締役 国内営業担当兼新規事業担当 2012年2月 同社常務取締役 営業本部長 2012年5月 同社代表取締役社長(現任) 2014年8月 (株)キリン堂ホールディングス 代表取締役社長 執行役員 2015年5月 同社代表取締役 社長執行役員(現任)</p>	714,420株
	<p>【取締役候補者とする理由】 寺西豊彦氏は、経営者としての豊富な経験とビジネスに関する高い見識を有しており、卓越したリーダーシップにより持続的な企業価値向上の実現に資すると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>クマモト ノブヒサ 熊本 信寿 (1959年7月31日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17回/17回</p>	<p>1990年9月 森田ポンプ(株) (現(株)モリタ) 入社</p> <p>1999年11月 (株)キリン堂入社</p> <p>2001年4月 同社 管理部次長</p> <p>2003年5月 同社取締役 管理部長</p> <p>2004年4月 同社取締役 財務経理部長</p> <p>2009年6月 同社常務取締役 財務経理部長</p> <p>2014年8月 (株)キリン堂ホールディングス常務取締役 執行役員 財務経理部長</p> <p>2015年4月 (株)キリン堂取締役 財務経理部長 (現任)</p> <p>2015年5月 (株)キリン堂ホールディングス 常務執行役員 財務経理部長</p> <p>2016年5月 同社取締役 常務執行役員 財務経理部長 (現任)</p>	20,900株
<p>【取締役候補者とする理由】</p> <p>熊本信寿氏は、長年にわたり財務経理部門の責任者としての豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監督能力が持続的な企業価値向上の実現に資すると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>ニシムラ コミオ 西村 弘美男 (1953年2月4日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17回/17回</p>	<p>1976年4月 三井物産(株)入社</p> <p>2000年12月 同社退社</p> <p>2001年3月 (株)リジョイス 代表取締役</p> <p>2002年11月 (株)エスアールエルユウメディカル 代表取締役社長</p> <p>2004年6月 メディسنショップ・ジャパン(株) 代表取締役社長</p> <p>2005年7月 (株)日本ウェイトマネージメント 執行役員</p> <p>2006年7月 (株)イレブン (現ウエルシア薬局(株)) 取締役</p> <p>2010年5月 同社常務取締役</p> <p>2010年10月 グローウェルホールディングス(株) (現ウエルシアホールディングス(株)) 営業企画部長</p> <p>2011年11月 同社 執行役員</p> <p>2013年11月 ウエルシア関西(株) (現ウエルシア薬局(株)) 常務取締役</p> <p>2014年9月 ウエルシア薬局(株) 執行役員</p> <p>2015年3月 (株)キリン堂 医療事業本部顧問</p> <p>2015年10月 同社 医療事業本部長 兼 調剤運営部長</p> <p>2016年5月 (株)キリン堂ホールディングス取締役</p> <p>2016年5月 (株)キリン堂取締役 医療事業本部長 兼 調剤運営部長</p> <p>2017年5月 (株)キリン堂ホールディングス 取締役 常務執行役員 グループ医療事業担当 (現任)</p> <p>2017年10月 (株)キリン堂取締役 医療事業本部長</p> <p>2018年11月 同社取締役 医療事業本部長 兼 調剤運営部長</p> <p>2019年6月 同社取締役 医療事業本部長 (現任)</p>	3,400株
<p>【取締役候補者とする理由】</p> <p>西村弘美男氏は、長年にわたる業界及び海外ビジネスにおける豊富な経験、見識を有しており、薬剤師として調剤部門における卓越した見識、実績も有しております。経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p>再任 社外取締役候補者 独立役員</p> <p>オオタケ ケンイチロウ 大武 健一郎 (1946年7月10日生) 取締役会への出席状況 17回/17回</p>	<p>1970年5月 大蔵省(現財務省) 入省 1996年7月 同省 大阪国税局長 1997年7月 同省 大臣官房審議官 1998年7月 同省 国税庁次長 2001年7月 財務省主税局長 2004年7月 同省 国税庁長官 2005年7月 商工組合中央金庫(現株商工組合中央金庫) 副理事長 2008年4月 大塚製薬(株) 顧問 2008年5月 (NPO法人) ベトナム簿記普及推進協議会 理事長(現任) 2008年7月 大塚ホールディングス(株) 代表取締役副会長 2014年12月 (株)シイエム・シー 取締役(現任) 2015年5月 (株)キリン堂ホールディングス 取締役(現任) 2016年5月 タビオ(株) 取締役(現任)</p>	4,400株
<p>【社外取締役候補者とする理由】 大武健一郎氏は、財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識を有し、さらに直接企業経営に関与した経験等を当社の経営全般に関し有用な助言、提言を行っていただいております、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			
6	<p>再任 社外取締役候補者 独立役員</p> <p>イノウエ マサヤス 井上 正康 (1945年12月23日生) 取締役会への出席状況 17回/17回</p>	<p>1978年4月 熊本大学医学部 講師(生化学) 1980年9月 アルバートアインシュタイン医科大学 客員准教授(内科学) 1983年4月 熊本大学医学部 助教授(生化学) 1989年9月 米国タフツ大学医学部 客員教授(分子生理学) 1992年9月 大阪市立大学大学院医学研究科 教授(生化学・分子病態学) 2011年3月 大阪市立大学 定年退官 2011年4月 大阪市立大学医学部 名誉教授(現任) 2013年4月 健康科学研究所 所長(現任) 2013年4月 京都府立医科大学 特任教授(現任) 2013年4月 鈴鹿医療科学大学 客員教授(現任) 2015年5月 (株)キリン堂ホールディングス 取締役(現任)</p>	3,500株
<p>【社外取締役候補者とする理由】 井上正康氏は、大学教授としての長年の研究と専門的な知識、経験等に基づいた幅広い知見を活かし、当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただいております、引き続き社外取締役候補者としていたしました。 なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p>再任 社外取締役候補者 独立役員</p> <p>オカモト ユキコ 岡本 由起子 (1964年2月10日生) 取締役会への出席状況 13回/13回</p>	<p>1986年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク(現プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)) 入社</p> <p>1998年7月 同社 コーポレートニューベンチャー・アジア マーケティングディレクター</p> <p>2002年3月 同社 エクスターナルリレーションズディレクター</p> <p>2006年3月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株) 取締役</p> <p>2008年4月 ピー・アンド・ジー(株) 取締役(2014年4月退社)</p> <p>2012年7月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株) 広報渉外本部 コミュニケーションズディレクター(2014年6月退社)</p> <p>2014年11月 (株)shapes 代表取締役(現任)</p> <p>2018年4月 神戸市人事委員会委員(現任)</p> <p>2019年5月 (株)キリン堂ホールディングス 取締役(現任)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とする理由】</p> <p>岡本由起子氏は、世界的に展開する消費財製造・輸入・販売を行う企業でアジア先進地域における会社及び商品のブランドのマーケティング・価値・ビジネスの構築、広報・渉外部門の統括、日本における危機管理、政府・官公庁折衝、業界団体での活動統括を経験し、取締役として経営にも深く参画しており、当社経営全般に対し有用な助言、提言を行っていただいております、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺西豊彦氏は、寺西忠幸氏の長男であります。
3. 当社は、大武健一郎氏、井上正康氏及び岡本由起子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社と大武健一郎氏、井上正康氏及び岡本由起子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏が選任された場合は、同様の契約を継続する予定であります。
5. 大武健一郎氏及び井上正康氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
6. 岡本由起子氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、消費税率引き上げ後の個人消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症が世界経済へのマイナスのインパクトを与えるなど、先行きは不透明な状況となっています。当社グループの属するドラッグストア業界におきましては、市場規模が拡大する一方、業種・業態を超えた出店や価格競争は激化しており、企業の統合や再編の動きも強まっています。

このような環境のもと、当社グループでは「当社の強みである未病対策を、お客様に提案すること」「お客様の利便性を高めるための品揃え、サービスを提供すること」を基本方針とし、収益性の向上を第一の目標に掲げ、新たな企業価値を創造して他社との差別化に取り組んでまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

<小売事業>

当連結会計年度におきましては、7月の長梅雨や秋から冬にかけて気温が高い日が続き、シーズン商品の需要が落ち込みました。年度終盤においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク、除菌用品などの需要が急激に増加しました。同時にインバウンド需要は大きく低下しましたが、当社グループ事業におけるインバウンドへの依存度は低いため、その影響はわずかにとどまりました。その結果、セグメント売上高は増収となりました。

セグメント利益につきましては、増収による売上総利益の増加に加え、ヘルス&ビューティケア強化に伴うPB商品の販売増と調剤事業拡大や効率的な販売促進策により、売上総利益率の改善により増益となりました。

出退店状況におきましては、ドラッグストア8店舗（内、調剤薬局併設型3店舗）、調剤薬局4店舗の計12店舗を出店し、ドラッグストア12店舗、調剤薬局2店舗の計14店舗を閉店いたしました。また、調剤事業の強化の観点から、調剤薬局4店舗を他社から取得いたしました。

結果、当連結会計年度末の当社グループ国内店舗数は371店舗となりました。

	前 期 末	出 店	子会社化等による新規増加店舗	閉 店	既存ドラッグストアへの調剤薬局併設	当 期 末
ドラッグストア	329	8	－	△ 12	－	325
（内、調剤薬局併設型）	（ 48）	（ 3）	（ －）	（ －）	（ 2）	（ 53）
調剤薬局	39	4	4	△ 2	－	45
F C店	1	－	－	－	－	1
合計	369	12	4	△ 14	－	371

この結果、小売事業の売上高は1,319億1百万円（前期比3.4%増）、セグメント利益は33億62百万円（同38.5%増）となりました。

<その他>

その他事業におきましては、売上高は13億78百万円（前期比31.6%減）、セグメント利益は60百万円（同59.2%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は1,332億79百万円（前期比2.8%増）となりました。営業利益は27億97百万円（同37.5%増）、経常利益は37億11百万円（同26.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億87百万円（同21.5%増）となり、いずれも過去最高となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額15億93百万円であり、その主なものは新規出店及び店舗改装に伴うものであります。

なお、これらの設備投資の所要資金は主に自己資金を充当しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2021年2月期を初年度とする「第3次中期経営計画（2021年2月期～2023年2月期）」を策定いたしました。この中期経営計画におきましては、人々が日常生活、健康生活を営むための拠点となることを目指し、計画に掲げた以下の6つの重点課題に取り組み、地域の皆様から選ばれるドラッグストアになることで、業績の安定的拡大につなげたいと考えています。

① キリン堂公式アプリを活用した顧客戦略

キリン堂公式アプリの利用を活用し、お客様とのつながりを深めます。今はクーポンの配布や電子マネーKiRiCa機能主体ですが、さらに、アプリの機能を拡大して、One to Oneマーケティングの実現、店頭でのカウンセリングのサポート、店舗以外での接点づくりを行い、デジタルでもリアルでも、いつでも・どこでもキリン堂とつながっているロイヤルカスタマーを増やします。

② 未病対策提案を軸としたヘルス&ビューティの強化

当社は創業以来「未病」を事業の柱として、地域のお客様の健康と美容に貢献することを基本としてきました。健康と美容に関する分野では、プライベートブランド商品開発から、カウンセリング能力の高い人材の育成、買い求めやすい売り場づくりに至るまで、当社が長年培ってきた「未病」のノウハウを活かし、お客様の立場に立った商品を提供できる体制を作ります。

③作業の効率化

店舗における作業を見直し、無駄をなくし、作業の標準化を徹底し、お客様により丁寧なサービスを提供できるようにします。また新しいシステムの導入による作業の合理化や動画マニュアル等によるオペレーション教育の徹底を行います。生産性を高めることで、販管費の適正化を進めます。

④お客様の「利便性」向上の売場改装

時代の変化や環境の変化によりお客様のニーズも変わります。お客様のニーズの変化を的確に見極めて、ニーズに応じた形の店舗づくりをする必要があります。そのためにも地域のお客様のニーズに応じた店舗フォーマットを開発して、店舗の改装を行い、お客様のニーズにあったものを作っていきます。

新たな中期経営計画においては、お客様のニーズに合わせた売場改装を効率的に進め、お客様の利便性を一層高めることを推進します。

⑤処方箋取扱い店舗数の拡大

当連結会計年度においては、調剤部門の売上高は、前年度比12.7%増加しました。今後も調剤薬局の出店やドラッグストアへの併設により、増加する処方箋薬の応需にお応えします。そして、処方箋以外の健康相談にもお応えできる地域に密着したかかりつけ薬剤師を拡充し、在宅や健康サポート薬局の機能の強化を進め、地域医療に貢献します。

⑥関西ドミナントの深耕

当社の創業の地である関西地区でのドミナントを推進します。当連結会計年度末における関西地区の店舗数は318店舗（前年度末は309店舗）となりました。ドミナント強化することでお客様の利便性を向上させ、関西エリアのシェア拡大に向けて取り組みます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第3期 (2017年2月期)	第4期 (2018年2月期)	第5期 (2019年2月期)	第6期(当期) (2020年2月期)
売 上 高(百万円)	116,450	126,666	129,593	133,279
経 常 利 益(百万円)	1,835	2,604	2,933	3,711
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	635	1,291	1,471	1,787
1株当たり当期純利益	56円46銭	116円45銭	131円74銭	158円70銭
総 資 産 額(百万円)	46,054	49,380	50,561	53,296
純 資 産 額(百万円)	12,667	13,767	14,911	16,366

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 キ リ ン 堂	100百万円	100.00	ドラッグストア及び保険調剤薬局等における医薬品、健康食品、化粧品、育児用品、雑貨等の販売
株 式 会 社 健 美 舎	20百万円	100.00	健康食品・医薬品の製造販売
株式会社ソシオンヘルスケア マ ネ ー ジ メ ン ト	98百万円	70.04	医療分野、介護事業のコンサルティング、マネジメント等
メディスンショップ・ジャパン株式会社	10百万円	100.00	保険調剤薬局におけるフランチャイズ展開及び直営店舗の運営
有限会社わかばメディックス	3百万円	100.00	保険調剤薬局における医薬品等の販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当 社 の 総 資 産 額
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	11,428百万円	25,107百万円

(6) 主要な事業内容

ドラッグストア及び保険調剤薬局等における医薬品、健康食品、化粧品、育児用品、雑貨等の販売事業等を営む子会社の経営管理、並びにこれに付帯又は関連する事業

(7) 主要な営業所及び工場

- ① 当 社
本 店 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
本 部 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

- ② 子 会 社
株式会社キリン堂
本 店 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
本 部 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
直 営 店 全国368店舗

株式会社健美舎
本 店 大阪府吹田市広芝町9番28号
本 部 大阪府吹田市広芝町9番28号
工 場 大阪府吹田市南吹田五丁目9番1号

株式会社ソシオンヘルスケアマネージメント
本 店 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
本 部 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

メディسنショップ・ジャパン株式会社
本 店 東京都港区新橋一丁目10番9号
本 部 東京都港区新橋一丁目10番9号
直営店 1店舗

有限会社わかばメディックス
本 店 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
本 部 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
直 営 店 1店舗

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増加数
1,667名	23名

(注) 従業員数には、嘱託87名及び臨時雇用者2,550名(期中平均人員)は含めておりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	3,279 百万円
株式会社みずほ銀行	2,234
株式会社三井住友銀行	1,689

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 11,330,999株 (自己株式 1,207 株を除く)

(2) 株 主 数 5,604名

(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
キリン堂協栄会持株会	1,069千株	9.43%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	949	8.37
寺 西 豊 彦	714	6.30
キリン堂ホールディングス社員持株会	692	6.11
寺 西 俊 幸	690	6.09
寺 西 忠 幸	555	4.90
康 有 株 式 会 社	527	4.65
志 野 文 哉	315	2.77
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	309	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	266	2.35

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (1,207株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺西忠幸	
代表取締役社長執行役員	寺西豊彦	株式会社キリン堂 代表取締役社長
取締役 常務執行役員 財務経理部長	熊本信寿	株式会社キリン堂 取締役 財務経理部長
取締役 常務執行役員 グループ医療事業担当	西村弘美男	株式会社キリン堂 取締役 医療事業本部長
取締役	大武健一郎	(NPO法人) ベトナム簿記普及推進協議会 理事長 株式会社シイエム・シイ 社外取締役 タビオ株式会社 社外取締役
取締役	井上正康	健康科学研究所 所長 京都府立医科大学 特任教授 大阪市立大学医学部 名誉教授 鈴鹿医療科学大学 客員教授
取締役	岡本由起子	株式会社 shapes 代表取締役 神戸市人事委員会委員
常勤監査役	塩飽利男	
常勤監査役	小川賢人	株式会社キリン堂 監査役
監査役	黒田隆夫	
監査役	西育良	公認会計士 (西育良公認会計士事務所) アクト有限責任監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役大武健一郎氏、取締役井上正康氏及び取締役岡本由起子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役黒田隆夫氏及び監査役西育良氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役塩飽利男氏、常勤監査役小川賢人氏及び監査役西育良氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役塩飽利男氏は、株式会社キリン堂の管理部（現財務経理部）に1996年5月から2003年5月まで在籍し、決算手続並びに財務諸表等の作成に従事してまいりました。
 - ・常勤監査役小川賢人氏は、株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）に1977年4月から1982年6月まで在籍してまいりました。
 - ・監査役西育良氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 森嶋正郎氏は、2019年5月24日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 払 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4)	128百万円 (16)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	25 (6)
合 計	12	154

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2015年5月28日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2015年5月28日開催の第1期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
 4. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
 役員報酬金額は、会社の業績や各役位の役割と責任に報じた報酬体系としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を受けて、取締役報酬等は取締役会で、監査役報酬等は監査役会で決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

氏 名	活 動 状 況
大 武 健一郎	当事業年度に開催された取締役会には17回中全てに出席し、出身分野である税務面で培った知識・見地から意見を述べております。
井 上 正 康	当事業年度に開催された取締役会には17回中全てに出席し、出身分野である医学界で培った知識・見地から意見を述べております。
岡 本 由起子	就任後に開催された取締役会には13回中全てに出席し、経営者としての経験を通じて培った知識・見地より適宜質問するとともに意見を述べております。

②監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況及び監査役会への出席状況

氏 名	活 動 状 況
黒 田 隆 夫	当事業年度に開催された取締役会には17回中全てに、また、監査役会には14回中全てに出席し、出身分野である金融や経営者としての経験を通じて培った知識・見地より適宜質問するとともに意見を述べております。
西 育 良	当事業年度に開催された取締役会には17回中全てに、また、監査役会には14回中全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた経験・見地より適宜質問するとともに意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査計画における監査項目別、監査時間の実績及び報酬の推移並びに監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は上記場合のほか、会計監査人の独立性及び専門性並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、支障があると認められる場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議し、これに基づき整備を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループのコンプライアンス体制に関するコンプライアンスグループ規程により、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守した行動を取るための行動規範を定めている。また、その徹底を図るため、グループコンプライアンス委員会を設け、同委員会の委員長は当社のコンプライアンス担当取締役とする。
- ② グループコンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに対する取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び使用人の教育等を行う。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 各種議事録、起案申請等取締役の職務執行に係る文書について、文書取扱規程に基づき作成し、保存する。
- ② 取締役及び監査役、内部監査部門は、これらの文書を必要に応じ閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する事項

- ① 当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理グループ規程により、当社グループのリスク管理活動を統括する機関としてグループリスク管理委員会を設置し、同委員会の委員長は当社のリスク管理担当取締役とする。
- ② グループリスク管理委員会は、当社グループのリスク管理の状況を検証するとともに、新たなリスク管理の判明等の状況に応じてリスク管理の見直しを行う。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図るものとする。業務担当取締役は、この目標達成に向けて実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定する。
- ② ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・提言する等の改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、内部統制室が、当社及びグループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の業務状況については、各社より定期的に取締役会に報告する。
- ② 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人とする。監査役は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。
- ② 取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況、その他必要な重要事項を速やかに報告する体制を構築する。また、内部通報グループ規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について所要の費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、その費用が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用及びその債務を処理するものとする。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べるができる。また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。
- ② 反社会的勢力による不当な要求行為に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、弁護士等外部の専門機関と連携を築いております。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

「グループリスク管理委員会」を開催し、当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。また、「グループコンプライアンス委員会」を開催し、当社グループのコンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

内部統制室は、取締役会の承認を受けた内部統制基本計画書に基づき、対象となる拠点について整備評価及び運用評価を行い、その結果及び改善状況を取締役会及び監査役会に報告しました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループコンプライアンス委員会、グループリスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、継続的・安定的な配当を行うとともに、将来の事業展開に備えて内部留保の充実に努めることを基本方針としております。

当社の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」旨を定款に定めており、これらの配当の決定機関は、いずれも取締役会であります。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり21円とし、配当金の支払開始日を2020年5月11日とすることを2020年4月10日開催の取締役会において決議しております。また、2019年11月に1株当たり19円の間配当金をお支払いいたしましたので、年間配当金は1株当たり40円（配当総額453百万円）となります。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,792	流動負債	26,075
現金及び預金	10,888	支払手形及び買掛金	10,129
受取手形及び売掛金	3,585	電子記録債務	7,955
たな卸資産	14,678	短期借入金	400
その他	2,640	1年内返済予定の長期借入金	2,113
固定資産	21,504	未払法人税等	915
有形固定資産	10,818	賞与引当金	594
建物及び構築物	8,438	株主優待引当金	8
土地	1,267	店舗閉鎖損失引当金	40
リース資産	574	その他	3,917
その他	538	固定負債	10,854
無形固定資産	862	長期借入金	8,212
投資その他の資産	9,823	退職給付に係る負債	2
投資有価証券	378	資産除去債務	1,459
長期貸付金	1,715	その他	1,180
繰延税金資産	2,493	負債合計	36,930
敷金及び保証金	4,741	(純資産の部)	
その他	857	株主資本	16,282
貸倒引当金	△362	資本金	1,000
資産合計	53,296	資本剰余金	5,447
		利益剰余金	9,836
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	21
		その他有価証券評価差額金	29
		為替換算調整勘定	△8
		非支配株主持分	63
		純資産合計	16,366
		負債純資産合計	53,296

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	133,279
売上原価	97,204
売上総利益	36,075
販売費及び一般管理費	33,278
営業利益	2,797
営業外収益	
受取情報処理料	573
受取賃料	440
その他	408
営業外費用	
支払利息	66
支払費用	395
その他	46
経常利益	3,711
特別利益	
固定資産売却益	56
持分変動利益	121
その他	0
特別損失	
減損	840
その他	98
税金等調整前当期純利益	2,951
法人税、住民税及び事業税	1,410
法人税等調整額	△255
当期純利益	1,796
非支配株主に帰属する当期純利益	9
親会社株主に帰属する当期純利益	1,787

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000	5,447	8,462	△96	14,813
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△413	－	△413
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,787	－	1,787
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	95	95
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,373	95	1,469
当 期 末 残 高	1,000	5,447	9,836	△0	16,282

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	44	－	44	53	14,911
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△413
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	1,787
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	95
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△14	△8	△22	9	△13
連結会計年度中の変動額合計	△14	△8	△22	9	1,455
当 期 末 残 高	29	△8	21	63	16,366

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,994	流動負債	3,373
現金及び預金	4,461	短期借入金	400
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	2,114	1年内返済予定の長期借入金	2,080
その他	1,418	未払法人税等	551
固定資産	17,112	賞与引当金	6
有形固定資産	0	株主優待引当金	8
無形固定資産	0	その他	326
投資その他の資産	17,112	固定負債	8,156
関係会社株式	11,475	長期借入金	8,156
関係会社長期貸付金	5,471	負債合計	11,529
繰延税金資産	17	(純資産の部)	
その他	148	株主資本	13,577
資産合計	25,107	資本金	1,000
		資本剰余金	10,978
		資本準備金	250
		その他資本剰余金	10,728
		利益剰余金	1,600
		その他利益剰余金	1,600
		繰越利益剰余金	1,600
		自己株式	△1
		純資産合計	13,577
		負債純資産合計	25,107

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		896
営 業 費 用		466
営 業 利 益		429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	179	
そ の 他	11	191
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
借 入 手 数 料	28	82
経 常 利 益		538
税 引 前 当 期 純 利 益		538
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30	
法 人 税 等 調 整 額	3	34
当 期 純 利 益		504

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,000	250	10,728	10,978
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,000	250	10,728	10,978

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,509	1,509	△96	13,391	13,391
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	△413	△413	-	△413	△413
当 期 純 利 益	504	504	-	504	504
自己株式の取得	-	-	△0	△0	△0
自己株式の処分	-	-	95	95	95
事業年度中の変動額合計	90	90	95	186	186
当 期 末 残 高	1,600	1,600	△1	13,577	13,577

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月7日

株式会社 キリン堂ホールディングス
 取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
 業務執行社員 公認会計士 尾 仲 伸 之 ㊞

指定有限責任社員
 業務執行社員 公認会計士 矢 倉 幸 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キリン堂ホールディングスの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キリン堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年4月7日

株式会社 キリン堂ホールディングス
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 仲 伸 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 倉 幸 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キリン堂ホールディングスの2019年3月1日から2020年2月29日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、子会社に関する職務を含め認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月9日

株式会社	麒麟堂ホールディングス	監査役会
常勤監査役	塩 飽 利 男	Ⓔ
常勤監査役	小 川 賢 人	Ⓔ
社外監査役	黒 田 隆 夫	Ⓔ
社外監査役	西 育 良	Ⓔ

以 上

メ モ

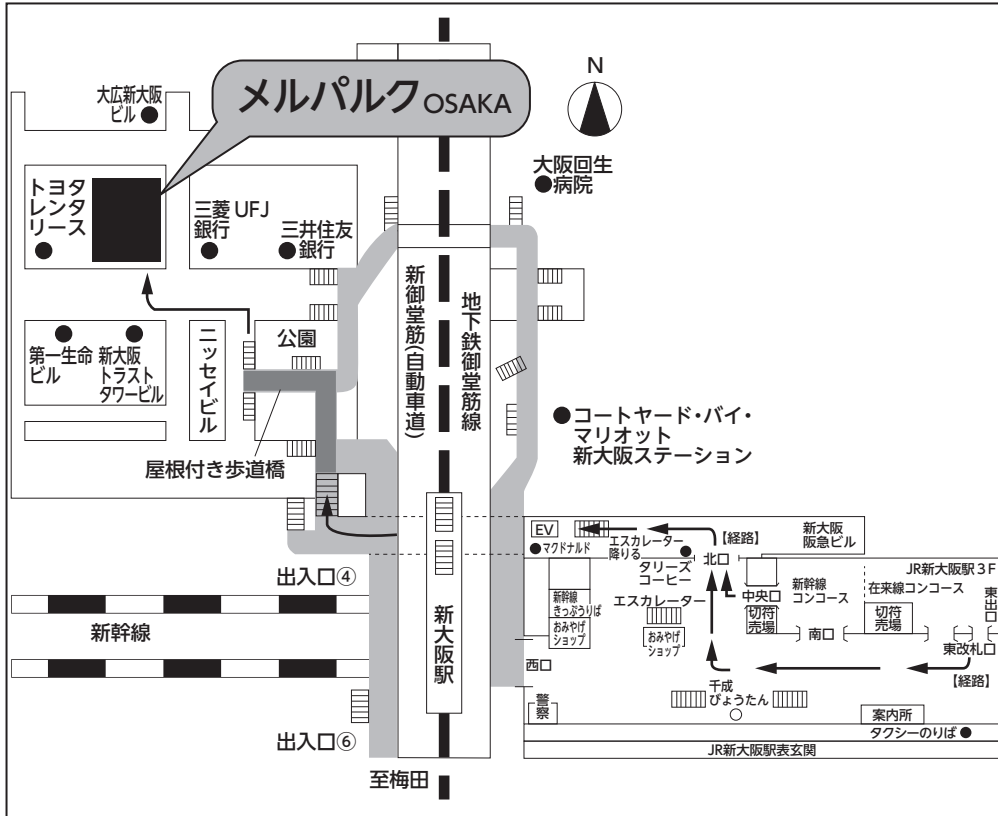
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクOSAKA 5階「カナール」
電話 06-6350-2111



[交通のご案内]

最寄駅 JR新大阪駅北口より徒歩約5分
地下鉄御堂筋線新大阪駅4番出入口より徒歩約4分